

指宿市民会館整備基本設計業務委託等 仕様書（再募集）

I 業務概要

1. 業務名称

指宿市民会館整備基本設計業務

2. 計画施設の概要

本業務の対象となる施設の概要は次のとおりとする。

(1) 業務目的

ふれあいプラザなのはな館（以下「なのはな館」という。）施設と一体的・複合的に活用できる指宿市民会館を建設することで、指宿市（以下「市」という。）の文化・芸術の向上、新たな文化創造、地域経済の向上に資する芸術文化の拠点をつくることを目的とする。

(2) 施設名称 指宿市民会館

(3) 計画の場所 指宿市東方 9300 番地 1

※指宿市民会館整備基本構想・基本計画改訂版 30 頁 D案

3. 設計と条件

(1) 敷地の条件

- a. 敷地面積 約 93,400 m²
- b. 用途地域及び地区指定（次の用途へ建てられるものとする。）
用途地域他：第一種住居地域 建ぺい率 60%，容積率 200%
防火地域は、指定なし。
- c. 周辺道路
北側：市道北町通線（幅員 20m）
西側：市道迫五郎ヶ岡線（幅員 20m）

(2) 施設の概要

- a. 施設の延べ床面積 約 4,000 m²以内
指宿市民会館整備基本構想・基本計画 改訂版（平成 30 年 2 月）の 26 頁では、なのはな館を活用した場合の新市民会館必要面積が、5,240 m²～5,330 m²となっているが、さらに見直しを行うとともに、なのはな館施設の諸室をさらに活用することを前提に、

新施設の延べ床面積を 4,000 m²以内とした。

(3) 施設の条件・構成

- a. 指宿市民会館整備基本構想・基本計画 改訂版による。

ただし、指宿市民会館整備基本構想・基本計画 改訂版の 26 頁の各諸室の想定床面積の表中の新市民会館（想定面積）となのはな館で活用できると想定される室（赤字で表記）については、指宿市民会館整備基本構想・基本計画当時において示したものであって、今回の応募については、自由な発想で提案してもらうため、これに捉われないものとする。

※なのはな館施設を利用できる諸室は、別紙 2 のとおりである。

- b. なのはな館施設の意匠に配慮するものとする。

※外観の大規模な改変を伴わないこと。

(4) 整備にあたっての考え方

関係法令を遵守し、整備方針を踏まえた施設整備を行うものとする。

(5) 総工事費について

22 億円程度とする。

4. 業務期間

契約締結日から平成 31 年 3 月 20 日まで。

II 業務仕様

本仕様書に記載されていない事項については、「公共建築設計業務共通仕様書（平成 21 年版）」による。なお、業務の内容及び範囲の概要は下記のとおりとするが、詳細については契約交渉段階で提示する予定である。

1. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

一般業務の内容は、平成 21 年国土交通省告示第 15 号 別添一第 1 項に掲げるものとし、範囲は下記による。

- a. 基本設計（総合・構造・電気設備・機械設備）に関する標準業務一式（舞台機構、舞台照明、舞台音響、なのはな館を含めて活用・動線計画を含む）

(2) 追加業務内容及び範囲

- a. 外構工事の基本設計

・隣接するなのはな館施設との接続工事等の設計を行う。

- b. 舞台関係調達備品等の仕様及び数量表の作成
 - ・照明・音響機材等や、楽器類、運搬車、家具類、舞台大道具、小道具等、舞台運営上必要と考えられる備品の製造元、型番、参考価格、数量の案をまとめ、価格比較表とともに諸室ごとに一覧表を作成する（諸室ごとの積算書も添付すること）。
- c. イニシャルコストの低減及びランニングコストの低減計画書の作成
 - ・指宿市民会館に係るトータルコスト（イニシャルコスト、ランニングコスト）の低減について検討を行うほか、環境への配慮について省エネルギーにかかる計画書を作成する。
- d. 長期修繕計画の計画書の作成
 - ・指宿市民会館の維持管理費を算出し、「建築物のライフサイクルコスト」（一般財団法人建築保全センター）を基に長期修繕計画の立案、計画書を作成する。
- e. リサイクル計画書等の作成
 - ・建設副産物対策について検討を行い、設計及び工事に反映させるものとし、リサイクル計画書を作成する。
- f. 概算工事費の積算業務（建築、電気、機械、外構等）
- g. 関係法令等に基づく各種申請手続き業務
 - ・諸官庁の申請等に係る事前相談・協議等を行う。
 - ・関係法令等に基づき必要となる各種申請手続きの一切（手続きに関する各種検討、図書の作成を含む。）を行う。（副本等の受領を含む。）
- h. 内部検討会等の開催支援業務
 - ・内部検討会等の開催に必要な資料（必要部数の印刷、Microsoft PowerPoint データ等も含む。）の作成を行う。
- i. 透視図・模型の作成業務
 - ・基本設計の完了時には、鳥瞰図、外観、内観の透視図（なのはな館を含む。）、模型を提出する。
- j. 概略工事工程表及び施工計画（仮設・工事施工方法等）の作成業務
- k. 受注者の技術提案事項により検討した成果を提出する。

(3) 設計業務特記事項

- a. 製図方法
 - 用紙 図面の大きさはA2判を標準とし、原図の紙質は洋紙とする。
 - 寸法 メートル法
 - 上記以外の図面の大きさを使用する場合は、協議すること。
- b. 設計は、建築基準法（昭和25年法律201号）その他関係の法規及び敷地実測図，国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事（改修工事）標準仕様書【建築

工事編，電気設備工事編，機械設備工事編】に適合するものであること。設計の内容は，高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称バリアフリー新法）（平成 18 年法律第 91 号）の「誘導基準・整備基準」及び鹿児島県福祉のまちづくり条例（平成 11 年鹿児島県条例第 11 号）の「目標となる基準・整備基準」に適合すること。（高齢者・身体障害者等の利用に配慮した建築設計標準を参考とする。）

- c. 設計の実施に当たっては，市の指示に従い，設計に関して打合せた事項については，必ず議事録を取り，後日，整理し提出すること。
- d. 提示・指示された業務以外で，現地調査または設計時において必要と思われる事項については提案及び協議を行うこと。
- e. 耐震安全性の分類等について，設計の実施に当たっては，市の指示に従うこと。
- f. 原図は，図面ファイル A 2 型（3 つ折）に工事名・設計事務所名を表示して，市建設部建築課に提出すること。（図面は CAD で作成し，データ（JWW・PDF）を提出すること。）
- g. 構造計算，設備設計，積算等の一部を外部委託する場合は，建築士登録，建築事務所登録が適正になされている資格者から選定すること。
- h. 設計に当たっては，仕様，使用材料，構造方式（杭の選定根拠を含む），設備方式，コスト，施工技術等総合的に比較検討した資料及び設計趣旨（コンセプト）と外観色彩計画書を提出し，市の承諾を得ること。
- i. 木材を使用する場合は，市産材利用を検討すること。
- j. 使用材料には，なるべくリサイクル製品の使用について検討すること。
- k. 建設工事費については，徹底したコスト管理に努めること。

1. 成果品の帰属

本業務における成果はすべて市に帰属するものであり，類似の設計業務においても準用できるものとする。なお，成果品（CAD データ等）は，設計・工事施工・完成後の維持設計において無償で利用できるものとする。

(4) 設計業務の内容に係る注意事項

- a. 受注者は，募集要項に基づき提出した業務実施体制により，本業務を履行するとともに，技術提案書における事項については，実現に向けた再検証を実施し，問題がある場合は改善策の提案を行うなど，市の承諾を得て業務を遂行すること。
- b. 工事における騒音・振動・粉塵・地盤沈下及び前面道路の交通・安全等への対策を十分に検討し検討図書に取りまとめること。
- c. 現地調査においては，現況写真を撮影し，各種埋設状況の確認を行うこと。
- d. 指宿市環境保全条例（平成 18 年指宿市条例第 111 号）等の市条例を遵守した設計とすること。

2. 業務の実施

基本設計業務は、設計と条件及び官庁管轄の技術基準（国土交通省）に基づき行う。
なお、技術基準については契約交渉段階で提示する予定である。

3. 提出書類

提出書類の概要は次のとおりとするが、詳細については契約交渉段階で提示する予定である。

【基本設計】

- | | | |
|--------------|-------------|------------------|
| a. 図面（各設計図面） | A 2 判二つ折り製本 | 5 部 |
| b. 基本設計説明書 | A 3 判製本 | 5 部 |
| c. 基本設計の概要 | 仕様は協議による | 5 部及び CD-ROM 1 枚 |
| d. 音響計画書 | 仕様は協議による | 5 部 |
| e. その他 | 仕様は協議による | 各 2 部 |
- ・電波障害事前机上調査図
 - ・各種検討書，提案書，計画書等
 - ・透視図・模型
 - ・関係機関との協議・手続き関係図書
 - ・概略工事工程表及び施工計画（仮設・工事施工方法等）
 - ・各種データ
 - ・各種技術資料
 - ・各種記録書 など
- | | | |
|---------|--------|-----|
| f. データ類 | CD-ROM | 1 枚 |
|---------|--------|-----|

※上記書類等を書類用引き出し式ケース（キャビテナー同等以上）に入れて提出する。

4. 実施設計業務委託の価格参考書に係る業務内容等

本項で示す業務内容等は、基本設計後に行う実施設計に関するものであり、基本設計に含まないものである。

(1) 実施設計業務委託金の上限額

90,000千円（消費税等相当額8%を含む税込）以内とする。

(2) 実施設計業務内容・提出書類等

業務内容・提出書類の概要は下記のとおりとするが、詳細については契約交渉段階で提示する予定である。

- | | | |
|--------------------|-------------|-------|
| a. 設計図製本（着手・完成） | A 2 判二つ折り製本 | 各 5 部 |
| b. 設計図縮小版製本（着手・完成） | A 3 判製本 | 各 5 部 |

- | | | |
|-----------------|----------|--------------|
| c. 設計説明書 | 仕様は協議による | 5部 |
| d. 設計の概要 | 仕様は協議による | 5部及びCD-ROM1枚 |
| e. 音響計画書 | 仕様は協議による | 5部 |
| f. 電波障害調査・対策報告書 | | 3部 |
| g. 地質調査・報告書 | | 1部 |
- ・計画建物の設計に必要な地質調査を行う。
 - ・液性・塑性限界試験，液状化判定など基礎構造設計に必要な試験・解析を行うこと。
 - ・ボーリング 30m×4ヶ所（砂・砂質土）
- | | | |
|-------------|--|----|
| h. 企画業務・企画書 | | 5部 |
|-------------|--|----|
- ・業務内容の基本的内容は以下とするが，必要な業務については，応募者の提案による。
 - ① プレオープニング・オープニング及びオープン後一年間の自主事業を企画
 - i) プレオープニング事業企画についてワークショップを開催し，プレオープニング事業に係る計画（方針，規模及び回数等）と収支計画・費用積算の提案を行う。
 - ii) オープニング事業企画についてワークショップを開催し，オープニング事業に係る計画（方針，規模及び回数等）と収支計画・費用積算の提案を行う。
 - iii) 開館一年間自主事業企画についてワークショップの開催し，開館一年間自主事業に係る計画（方針，規模及び回数等）と収支計画・費用積算の提案を行う。
 - iv) 収支計画について収支バランスの考え方を検討し，年間収支の試算を行う。
 - v) 企画運営手法等について運営手法の検討，企画運営組織の構成の検討，運営審議会等の設立検討，市民協働による運営参画手法の検討。
 - vi) 各種会議の運営支援について資料作成及び会議等の開催を行う。
 - vii) プレオープニング・オープニング及びオープン後一年間自主事業企画書を作成・提出する。
 - viii) 上記の項目に関して，市民ニーズの把握や，類似施設状況調査，ワークショップ運営（上記 i・ii・iii について合計5回程度）を行う。
- | | | |
|--------|----------|-----|
| i. その他 | 仕様は協議による | 各2部 |
|--------|----------|-----|
- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく手続き業務（図書作成）
 - ・鹿児島県福祉のまちづくり条例（平成11年鹿児島県条例第11号）に基づく届出
 - ・各種検討書，提案書，計画書等
 - ・透視図
 - ・関係機関との協議・手続き関係図書

- ・概略工事工程表及び施工計画（仮設・工事施工方法等）
- ・各種データ
- ・各種技術資料
- ・各種記録書 など

j. データ類 CD-ROM 1枚

※上記書類等を書類用引き出し式ケース（キャビネー同等以上）に入れて提出すること。